

利用型社会福祉施設 指定管理者募集要項

対象施設

- 1 岩手県立福祉の里センター
- 2 ふれあいランド岩手
- 3 いわて子どもの森

令和6年7月
岩手県

岩手県（以下「県」といいます。）は、次の対象施設について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）の規定に基づき、施設ごとに指定管理者を募集します。

1 対象施設

指定管理者を募集する施設は、次のとおりです。

施設名	所在地
岩手県立福祉の里センター	大船渡市立根町字田ノ上 30-20
ふれあいランド岩手	盛岡市三本柳 8-1-3
いわて子どもの森	二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2

2 指定期間

各施設の指定管理期間は以下のとおりです。

施設名	指定管理期間
岩手県立福祉の里センター	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）
ふれあいランド岩手	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
いわて子どもの森	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、この期間内であっても、指定を取消し、又は業務の停止を命じることがあります。

また、現在の指定管理者以外の者が新たに指定管理者に指定された場合、この期間の前に、新たな指定管理者の費用負担により、現在の管理団体との業務引継ぎや業務に関する研修をしていただくことがあります。

3 管理運営に要する経費

指定管理者が行う業務は、施設利用者が負担する利用料金及び県が支出する指定管理料により行っていただきます。

県が支出する指定管理料は、過去の管理運営経費等を勘案し、予算の範囲内において、県議会の議決を経て毎年度締結する協定の中で決定します。

【各年度における指定管理料上限額（第 5 期債務負担行為額の 5 年平均額との差額）】

福祉の里センター : 52,590 千円（4,410 千円減）

ふれあいランド岩手 : 226,000 千円（4,000 千円増）

いわて子どもの森 : 197,000 千円（5,000 千円増）

（単位：千円）

区分	福祉の里センター	ふれあいランド岩手	いわて子どもの森
収入 (A)	3,664	14,000	6,000
支出 (B)	56,254	240,000	203,000
指定管理料 (B-A)	52,590	226,000	197,000

4 申請資格

指定管理者として申請できる団体は、次のとおりです。

- (1) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする（指定管理者として指定される前までに設置すること。）法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）
 - ア 個人では申請できません。
 - イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
 - ウ 単独で申請する団体は、（同一の施設について）他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体の構成団体は、（同一の施設について）単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生又は再生手続きしている団体
 - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
 - エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 申請団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

5 申請手続

(1) 募集要項の配付

配付日時：令和 6 年 8 月 2 日（金）から 9 月 10 日（火）までの平日
午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時の間を除く。）

配付場所：施設ごとに次のとおりです。

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号（岩手県庁舎 9 階）

施設名	配付場所（担当室課）	電話番号等
岩手県立福祉の里センター	岩手県保健福祉部 地域福祉課	電話：019-629-5481 FAX：019-629-5429 メール：AD0004@pref.iwate.jp
ふれあいランド岩手	岩手県保健福祉部 障がい保健福祉課	電話：019-629-5448 FAX：019-629-5454 メール：AD0006@pref.iwate.jp
いわて子どもの森	岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室	電話：019-629-5457 FAX：019-629-5464 メール：AD0007-4@pref.iwate.jp

※ 郵便での配付は行いません。

※ 募集要項は、岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) から取得（ダウンロード）できます。

トップページ右側「県の組織から探す」⇒「保健福祉部」から上記担当課のページにお進みください。

(2) 募集に関する質問の受け付け及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。質問に対する回答は、電子メール又はFAXのいずれかにより質問者あて直接回答するとともに、上記(1)に記載のホームページ上で行います。

受付期間：令和6年8月2日（金）から8月28日（水）午後5時まで

受付方法：質問書（様式第10号）に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールのいずれかにより7ページに記載の問い合わせ先まで、上記期限内に到着するように送付してください。

回答方法：郵送、FAX又は電子メールにより個別に回答するとともに、県のホームページに掲載します。

(3) 現地説明会

参加を希望される団体は次によりお申込みください。

開催日時及び開催場所：

開催場所	開催日時
岩手県立福祉の里センター	令和6年8月26日（月）13：30～16：00
ふれあいランド岩手	令和6年8月23日（金）13：30～16：00
いわて子どもの森	令和6年8月26日（月）13：30～16：00

参加者数：説明会の参加者数は1団体2名までとします。

また、グループでの申請を予定している場合は、各団体から1名としてください。

申込方法：申込書（様式第11号）に記入のうえ、郵送又はFAX、電子メールのいずれかにより上記(1)に記載の各施設の担当室課あてお申込みください。

申込期限：開催日の1週間前までにお申し込みください。

(4) 申請の受付

申請書類を下記のとおり受け付けします。

受付期間：令和6年8月2日（金）から9月10日（火）までの平日

午前9時から午後5時（正午から午後1時の間を除く。）

提出先：上記(1)に記載する各施設の担当室課

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAX での提出は認めません。

6 提出書類

申請に当たっては、施設ごとに次の書類を提出していただきます。また、県が必要と認める場合は、記載内容の説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

各書類とも7部（正本1部、副本6部（副本は写しで可））提出してください。

申請書類	グループで申請する団体の留意事項	法人格のない団体の留意事項
(1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）	グループ申請構成表（様式第1-1号）を添付	
(2) 申請団体計画書（様式第2号）		
(3) 収支計画書（様式第3号）		
(4) 職員配置計画書（様式第4号）		
(5) 主要業務実績一覧（様式第5号）		
(6) 管理運営計画書（様式第6号）		
(7) 再委託予定調書（様式第7号）		
(8) 誓約書（様式第8号）		
(9) 申請者に係る書類	各書類とも、全構成団体を添付	
① 団体概要書（様式第9号）		添付
② 定款又は寄附行為		定款等に代わる規約などを添付
③ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書		代表者の住民票の写しを添付
④ 申請日の属する会計年度の収支予算書		添付
⑤ 過去3会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書		過去3会計年度分の収支決算書
⑥ 前年度の事業報告書		添付
⑦ 納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）		添付不要
⑧ 役員名簿		添付

7 申請に関する留意事項

(1) 失格又は無効

次に掲げる場合は、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- エ 利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会委員、本県職員並びに本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- オ 申請資格を有していないことが判明したとき。
- カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者としてふさわしくないと県が認めたとき。
- ク その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(2) 申請内容変更の禁止

提出された書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

(3) 申請書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(7) 暴力団員等の排除

資格審査に当たって、申請団体の役員等が暴力団員等であるか警察本部に照会を行う場合があります。

また、指定管理者は、警備、清掃等の個々具体的な業務を第三者に委託するときは、役員等が暴力団員等である者を相手方として契約を行ってはなりません。

(8) 参 考

現在の指定管理状況の評価については、各担当課のホームページで公開しています。

8 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、「利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会」において、面接審査により行います。

(1) 面接審査

令和6年9月19日（予定）に面接審査を行い、候補者を選定します。

面接時間は、1申請団体あたり30分間を予定しています。（申請者による説明15分、質疑応答15分）

申請者による説明は、団体概要書等により団体の概要を説明した後、申請団体計画書

及び管理運営計画書等に基づき行うものとし、パワーポイントを使用することも可能です。（パソコン、プロジェクタ、スクリーンについては、県で用意します。）

審査の結果は、令和6年9月下旬～10月上旬頃に通知します。

(2) 指定管理者の指定手続き

上記(1)により選定された団体について、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に対して提案し、議決後、指定管理者として指定します。

9 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準及び審査内容は次のとおりです。

【選定基準及び審査内容】

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配 点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 【手続条例 § 3(1)】	設置目的の理解	事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	15
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	10	
2 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 【手続条例 § 3(2)】	利用促進のための計画	施設の利用促進に向け、適切な方策等を有しているか。	5	45
		地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。	5	
		障がい者・高齢者や福祉団体等の利用を促進する計画となっているか。	5	
	サービス向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	5	
		利用者等のクレーム対応は適切か。	5	
	施設管理	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	5	
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。	10	
		環境に配慮した業務運営となっているか。	5	
3 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 【手続条例 § 3(3)】	収 支 計 画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	5	30
	経 営 基 盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5	
	実 施 体 制	施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。	10	
	経 験 実 績	社会福祉施設又はこれに類する施設における良好な管理運営及び社会福祉等に関する研修実績を有しているか。	5	

		社会福祉全般に対する十分な理解、知識を有しているか。	5	
4 その他 【手続条例 § 3(4)】	災害対応	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	5	10
	情報管理	個人情報保護対策は万全か。	5	
合 計				100点

10 問合せ先及び申請書提出先

施設名	提出先（担当室課）	メールアドレス・電話番号等
岩手県立福祉の里センター	岩手県保健福祉部 地域福祉課	メールアドレス AD0004@pref.iwate.jp 電話 019-629-5481 FAX 019-629-5429 担当：菊地
ふれあいランド岩手	岩手県保健福祉部 障がい保健福祉課	メールアドレス AD0006@pref.iwate.jp 電話 019-629-5448 FAX 019-629-5454 担当：谷藤
いわて子どもの森	岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室	メールアドレス AD0007-4@pref.iwate.jp 電話 019-629-5457 FAX 019-629-5464 担当：金野・鷹木

【本要項の添付書類】

- 1 各申請書様式
- 2 各施設の管理運営業務仕様書
- 3 各施設の概要等

（施設の概要、職員体制、管理運営費、利用者数及び収入額の状況、使用料減免（無料）の状況、施設の平面図等、施設の設置条例、条例施行規則）